

## 住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準

### (趣旨)

**第1条** この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項に規定する住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等について必要な事項を定めるものとする。

### (証拠の提出)

**第2条** 証拠は、陳述の前までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

### (陳述の開催)

**第3条** 陳述は、市の執務時間内において行う。

2 陳述は、監査委員室において行うことを原則とする。

### (請求人の陳述)

**第4条** 請求人の陳述はその代理人により行うことができる。ただし、代理人が陳述しようとする場合にあっては、代理人は、あらかじめ、代理権を証する書面を監査委員に提出しなければならない。

2 陳述の時間は30分程度とし、複数の者が陳述する場合にあっては合計で1時間を超えないものとする。

3 1時間を超えても陳述が終了しない場合、監査委員は陳述を終結させることができる。この場合、監査委員は、陳述を終えていない者に書面を提出させることにより、これらの者が陳述をしたものとみなすことができる。

4 前項に規定する書面は、監査委員の指定する日までに提出しなければならない。

5 複数の者が陳述しようとする場合にあっては、請求人は、あらかじめ、陳述者の人数、氏名及び順番を監査委員に申し出なければならない。

### (請求人の陳述における関係職員等の立会い)

**第5条** 監査委員が必要と認めるときは、請求人の陳述に関係のある市長その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）に、請求人の陳述に立ち会う機会を与えることができる。

2 関係職員等が多数で、関係職員等全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会いの人数を制限することができる。

3 前2項の規定により陳述に立ち会う者（以下「立会人」という。）は、監査委員の指示に従わなければならない。

4 監査委員は、立会人が陳述の内容に関する意見を述べることを認めることができる。

### (関係職員等の陳述)

**第6条** 監査委員は、監査の実施において必要があると認めるときは、関係職員等の陳述の聴取を行うことができる。

2 第4条第2項から第5項の規定は、前項の陳述について準用する。

### (関係職員等の陳述における請求人の立会い)

**第7条** 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合において必要があると認めるときは、請求人に、関係職員等の陳述に立ち会う機会を与えることができる。

2 請求人が多数で、請求人全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会いの人数を制

限することができる。

3 第5条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による立会いに準用する。

#### (陳述の公開)

**第8条** 陳述は非公開とする。ただし、請求人が公開を希望する場合は、監査委員の協議により公開とすることができる。

2 陳述を公開する場合、陳述の傍聴を希望する者は、あらかじめ、住所及び氏名を事務局に申し出なければならない。

3 傍聴することができる者（以下「傍聴人」という。）の定員は、監査委員が定める。

4 定員の充足は、傍聴の申し出順とする。

#### (入室の禁止)

**第9条** 次に掲げる者は、陳述会場に入室することができない。

- (1) 凶器その他危険物と認められる物又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (2) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不相当であると認められる物を携帯している者
- (3) 鉢巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者
- (4) 酒気を帯びている者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

#### (遵守すべき事項等)

**第10条** 陳述会場に入室する者は、陳述会場において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対し、拍手その他の方法により賛否を表現しないこと。
  - (2) 放歌、私語、談論その他騒がしい行為をしないこと。
  - (3) みだりに席を離れたり、所定の席以外に立ち入らないこと。
  - (4) 飲食をしないこと。
  - (5) 携帯電話機等の電源を切ること。
  - (6) 監査委員事務局職員が職務として行うものを除き、写真、ビデオ等の撮影又は録音をしないこと。ただし、監査委員が許可した場合は、この限りでない。
  - (7) 監査委員の指示に反する行為をしないこと。
  - (8) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 監査委員は、前項に違背する者があるときは、その者に退場を命ずることができる。さらに、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、監査委員は陳述を終結させることができる。この場合、監査委員は、陳述を終えていない者に書面を提出させることにより、これらの者が陳述をしたものとみなすことができる。
- 3 前項に規定する書面は、監査委員の指定する日までに提出しなければならない。

#### (その他)

**第11条** この基準に定めのない事項及びこれによりがたい場合については、監査委員の協議により別途定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この取扱基準は、平成28年6月9日から施行する。
- 2 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準（平成10年7月9日施行）は廃止する。

**附 則**

この取扱基準は、令和2年6月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

**附 則**

この取扱基準は、令和3年11月15日から施行する。